

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答	提案主体からの意見	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの再検討要請に対する回答
熊本県・人吉市共同	1	照明技術を活用した防災アラートと観光照明設備等設置に係る河川敷地占用許可基準の明確化（ライティング防災アラート）	河川敷や橋梁の欄干、歩道などに、平常時には観光用照明、災害時には一斉に色を変えることで避難行動を促す防災用照明として活用できるLED照明機器を設置。	避難指示等の避難情報については、防災行政無線や防災メールだけでなく、多重化した取組が必要であり、夜間の大雷雨の際、スマートフォンを持っていない住民や観光客などに広く注意を喚起し避難行動を促す効果が期待される。また平常時には、防犯灯として活用可能であることから安心安全なまちづくりへの効果も期待される。平常時には観光資源として活用可能であり、安心安全なまちづくりとして対外的にPRも可能になることから移住定住への効果も期待される。	河川敷地占用許可準則に規定されている許可対象施設の中に、平時は観光用、災害時は防災アラートとして活用可能な照明設備及び分電盤等の電気設備の明確な定めがない。また、河川法第26条第1項及び工作物設置許可基準にも、配管及び架空配線等の表記はあるが、照明設備及び電気設備に関する記載がない。	河川法第24条（河川区域内の土地を占用の許可） 第26条（工作物の新築等の許可） 河川敷地占用許可準則第7条 工作物設置許可基準	事業が円滑に推進されるよう、平時は観光用、災害時は防災アラートとして活用可能な照明設備及び分電盤等の設置について明確化する。	国土交通省	観光用照明については、河川敷地占用許可準則第7条第1項第4号イで定められている、「遊歩道、階段、便所、休憩所、ベンチ、水飲み場、花壇等の観水施設」に該当し、防災用アラートについては、河川敷地占用許可準則第7条第1項第3号ロで定められている、「水防倉庫、防災倉庫、その他水防・防災活動のために必要な施設」に該当します。 また、工作物設置許可基準は主な工作物についての基準であり、同基準に示されていない工作物については、同基準の基本的な考え方を準用し、治水上又は利水上の支障、他の工作物への影響等について個別に審査し、許可するものです。実際これら施設についてもこうした対応を行っております。 一方、ご提案のライティング防災アラートが、河川敷地占用準則、工作物設置許可基準に例示されていない施設のため、占用が可能であることが占有希望等に十分認識されていないことに鑑み、河川敷地占用許可準則、工作物設置許可基準に該当することについて、通知を発生します。			
熊本県・人吉市共同	2	ドローン自動航行による観光への利活用及び災害時情報収集のための航空法の緩和	航空法で飛行禁止区域とされている「人家が集中している地域」での飛行及び飛行方法の規制となっている「夜間、目視外、人・もの・建物から30m未満の距離、催し場所の上空における飛行」を行い観光照明設備等との相乗効果を図る。また災害時には自動航行による被害状況を把握することで、人的労力の削減を図りつつ、タイムリーな情報把握が可能となる。	球磨川周辺を照明、イルミネーションで照らす観光サービスを予定しており、そのなかをドローンを飛行させること等により集客の目玉とすることで観光収益の増加の効果を見込むことができる。ドローンによる被害情報の早期収集を人手を介さずに自動航行により行えることで、業務省力化とともに情報収集を実現できる。また経済的（観光）、社会的（防災）な効果を両立させることに本取り組み価値がある。	航空法により、「人家が集中している地域」が飛行禁止区域とされている。また、「夜間、目視外、人・もの・建物から30m未満の距離、催し場所の上空における飛行」が飛行方法の規制対象となっている。	航空法第132条第1項第2号、第132条の2第1項第5号、6号、7号、8号	万が一の落下に備え、球磨川上空での飛行を行うことによる、自動航行の安全性評価を現実実験を通じて十分に評価することを前提に規制の緩和を提案する。	国土交通省	【航空法について】 現行においてもそれぞれの飛行方法については、事前に申請していたことで飛行が可能であります。			
熊本県・人吉市共同	3	複数の酒類製造免許取得の要件緩和	球磨焼酎の製造過程で45度を超える焼酎（スピリッツ）やどぶろく等も製造が可能となるため地域産業の災害復興のために販売可能とする。	本地域の地域産品である球磨焼酎の蔵元において、単式蒸留焼酎の製造過程で、製造可能な複数の酒類について、最低製造数量基準を緩和し、販売を可能とすることで、新商品の開発や、蔵元における採算性の向上等を図る。	球磨焼酎の製造過程で、45度を超える焼酎（スピリッツ）や、どぶろく等が製造可能。しかし、製造販売するためには、それぞれの製造免許を取得する必要がある。免許取得の条件には最低製造数量基準があり、小規模な蔵元での取得では条件が高いため、販売が困難となっている。	酒税法第7条第2項（酒類の製造免許）	製造過程で製造できる酒類については、単式蒸留焼酎（乙類）の製造免許を取得している場合、他酒類の製造免許取得時の最低製造数量基準を緩和する。	財務省	酒類を製造しようとする者は、製造しようとする酒類の品目別に、製造場ごとに、その製造場の所在地の所轄税務署長の免許を受けなければならないこととされている。したがって、既存の免許取得者であっても、品目の異なる酒類を製造する場合には、新たに製造しようとする品目に係る製造免許を取得する必要があるが、この場合に他品目の製造免許に係る最低製造数量基準を適用しないとする場合は、困難である。 他方、構造改革特別区域法においては、酒類を自己の営業場において飲用に供する者を営む農業者が、当該構造改革特別区域内に所在する自己の酒類の製造場において自ら生産した米等を原料として特定酒類（いわゆる「どぶろく」）を製造するため、その製造免許を申請した場合には、その製造免許に係る最低製造数量基準を適用しないとする特例（特区法25）や、単式蒸留焼酎の製造者が、その製造工程において副次的に生産する高濃度のアルコール飲料（原料用アルコール）を製造する場合には、最低製造数量基準を緩和する特例を設けているところ（特区法26）。こうした特例は、既存の免許取得者であっても活用可能であることから、現行の特例制度の活用をご検討いただきたい。	構造改革特区における現行特例は、「自ら生産した米等を原料とする」（特区法25）「地域の特産物を原料とする」（特区法26）等の前提条件が本提案と異なり、また、本提案で要望するスピリッツは対象外であると認識しているが、当該特例は①単式蒸留焼酎の製造免許を取得しており②製造過程で製造できる他酒類（スピリッツ、どぶろく）を製造する場合の最低製造数量も緩和されていると理解してよろしいか。	財務省	酒類の製造者は、所得の有無にかかわらず酒税を納める必要があるため、その納税が確保されるためには、一般に採算の取れる程度の製造規模であることが必要である。したがって、酒類の区分及び製造場ごとに客観的な水準として定められた最低製造数量基準を満たすことが製造免許の要件とされている。 構造改革特区制度においては、既にこの最低製造数量基準の特例を設けているところであるが、この最低製造数量基準の特例を設けるにあたっては、採算が取れない小規模製造者の増加に伴う滞納の発生や税務当局の実態把握の困難性など、酒税制度の根幹に影響を及ぼしかねないことを踏まえて、構造改革特区制度における酒税法の特例では、その対象酒類が限定されているなど、一定の条件が付けられている。 現在、構造改革特別区域法において特例を設けている特定農業者による特定酒類（いわゆる「どぶろく」）の製造事業については、①農家民宿等において農業者が自ら生産した米を原料とした「どぶろく」を提供することでグリーンツーリズムが推進され、地域の活性化にも資すると考えられたことから、その対象者が農家民宿等を営む農業者に限定されており、②農家民宿等を営む農業者が自ら生産した米を、直接、原料として使用することにより原料コストの低減が図られ、採算性に支障をきたすことも少ないのではないかと考えられたことから、自ら生産した米（又はこれに準ずるものを含む。）を原料とすることを前提として特例的に最低製造数量基準を適用しないこととされたものである。 また、ご提案における45度を超える焼酎は「原料用アルコール」となること、ご理解いただいている通り、地域の活性化や酒税の保全を図るなどの観点から「地域の特産物を原料とする」等の要件が別途設けられているところである。 したがって、こうした制度の趣旨を踏まえ、ご提案については特区としての対応は困難である。
熊本県・人吉市共同	4	地域通貨の二次流通に関する条件緩和	地域通貨の域内二次流通（事業者が受け取った地域通貨を地域通貨のまま仕入れ等の支払いに再利用する等）	地域経済の活性化を目的とした地域通貨において、二次流通の緩和を行うことにより、現行法では域外に流出してしまっていた通貨を域内で循環させることが可能となる。	発行元が金融機関以外の場合は、資金決済に関する法律第37条（資金移動事業者の登録）で登録を得なければ地域通貨の二次流通が不可能。	資金決済に関する法律第37条	地域内での流通を限定し、地域通貨の二次流通を可能とする。	金融庁	ご提案頂いた事業内容が必ずしも明らかではありませんが、資金移動業者については、利用者保護を図る観点から、利用者から受け入れた資金（未達債務）相当額以上の額を保全する義務が課されているところで、送金・流通先を特定の地域内に限定するとしても、こうした利用者保護の必要性が変わるものではないと考えます。	利用者保護の観点から、資金移動事業者の登録要件等において、財産的基礎を求めているものと理解している。特に履行保証金については、最低でも一千万円の履行保証金を供託しなければならずと理解している。本提案では特にこの部分について緩和をいただければと考えているが、最低額の一千万円という金額の根拠をご教示いただければ幸いです。	金融庁	最低要履行保証額（資金決済法第43条第2項但書、資金決済法施行令第14条第1号）は、①小規模な資金移動業者が、事業開始後に十分な検査・監督を受けることなく廃業し、供託義務が履行されない事態や、②廃業を前提に登録を受け、供託義務を履行せずに利用者から集めた資金を持ち逃げする、といった事態の発生を防止し、利用者保護を図ることを目的として、最低限満たすべき要履行保証額を定めているものです。 なお、資金決済法は、資金移動業者の登録要件として、資金移動業を適正かつ確実に遂行するために必要と認められる財産的基礎を有することを求めています（第40条第3号）。 登録審査にあたっては、申請者が、申請する資金移動業の種別・内容・方法に応じて必要となる財産的基礎を有するかを具体的に審査することとしていますが、当初から最低要履行保証額を保全する資金の準備ができていないことが求められます（事務ガイドライン第三分冊：金融会社関係 14.資金移動業者関係Ⅱ-2-1(2)(4)）。 こうした目的に鑑みると、現行の最低要履行保証額を減額することは適切でないと考えます。
熊本県・人吉市共同	5	地域通貨に関する「投資系」機能における高水準規制の緩和	地域通貨でのクラウドファンディングや証券トークンなどで、地域内での金融資産の流動性を高め、地域内循環を高める。	自らの地域で目に見える投資先に対して、デジタル化することでより小口での投資ができ、シビックライド・相互扶助の醸成に繋がる。	金融商品取引法第2条第2項で「電子記録移転権利」に該当する場合が多く、取り扱いに関し第1種金融商品取引業に限定され、高水準の規制を受ける。	金融商品取引法第2条第2項	地域内での互助的な金融商品、また地域通貨として外部への展開に制限のある仕組みに関しては緩和する。	金融庁	想定されているスキームの具体的内容（セキュリティトークン（ST）を発行する者や発行する権利の種類・内容等）が必ずしも明らかではありませんが、電子記録移転権利の取得勧誘等を業として行う場合は、ご指摘のとおり、原則として第一種金融商品取引業の登録が必要となります。 そもそもSTは、既存の有価証券の権利としての性質を変更したり、特別の扱いを定めたりするものではなく、社債等の金融商品取引法第2条第1項に規定される有価証券（第一項有価証券）に当てはまり、上記対応が求められています。さらに、匿名組合出資持分等の金融商品取引法第2条第2項各号に規定される有価証券の権利を裏付けとするSTは、ブロックチェーン技術等の活用により、事実上多くの投資家間で流通する可能性が生じることから、第一項有価証券として位置付けています。 電子記録移転権利の売買等の仲介に当たっては当該業務を適確に遂行する人的構成や必要な体制整備が必要であることから、投資者保護に鑑み、想定されているスキームに照らしてこれらの義務を免除することは適当でないと考えております。 なお、地方公共団体が行う有価証券の取得勧誘等の行為は「金融商品取引業」から除外されており、貴市が自ら電子記録移転権利の取得勧誘等を行う場合は、第一種金融商品取引業の登録を得る必要はありません。また、電子記録移転権利を発行した者が自らその取得勧誘（自己募集）を行う場合は、第二種金融商品取引業に該当し、第一種金融商品取引業の登録を得る必要はありません。			
熊本県・人吉市共同	6	蓄電池を活用したエナジーシステムにおける規制緩和	蓄電池を活用し、需給調整市場への供給事業や卸市場への供給事業を行い、コスト回収を図る	再生可能エネルギーが大量導入されるにあたっての系統安定化、脱炭素	電気事業法において、大型蓄電池単独での系統連系の取扱いが不明確であり、蓄電池から系統への逆潮流ができない可能性がある。	電気事業法施行規則第62条、別表第2	電気事業法上の大型蓄電池について、発電所と同様の位置づけとする。	経済産業省	系統に直接連系する大型蓄電池の位置づけについては、第31回 総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会（令和3年3月10日）において「発電事業」と位置づける方向で検討されている。これを踏まえ、第6回 産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 電力安全小委員会 電気保安制度ワーキンググループ（2021年6月15日）で示した方向性に基づき、当該大規模な蓄電池システムの保安規制の在り方については、令和3年度内に調査を実施し、令和4年度中に見直しを図る。			

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答	提案主体からの意見	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの再検討要請に対する回答
熊本県・人吉市共同	7	蓄電池を活用したエネマナ事業における規制緩和	蓄電池を活用し、需給調整市場への供給事業や卸市場への供給事業を行い、コスト回収を図る	再生可能エネルギーが大量導入されるにあたっての系統安定化、脱炭素	農地法に基づく農地転用許可手続において、ミニ水力、太陽光発電設備の設置が許可されない可能性がある。	農地法 第4条（農地の転用の制限）	エネルギー・マネジメントシステム構築関連事業に伴う農地転用許可基準への明記。 また、包括して協議を行うことで許可に係る期間の迅速化を図る。	農林水産省	ご提案のエネルギー・マネジメントシステム構築関連事業について、通常の農地転用許可においては再生可能エネルギー設備の設置が認められない第1種農地であっても、農山漁村再生法を活用すれば、①太陽光発電設備については、今後耕作が見込まれない荒廃農地であればその設置を認められることとなり（現行のA.生産条件が不利、イ.相当期間不耕作、ウ.耕作者を確保することができず、今後耕作の見込みなしの3要件を、令和3年7月に、ウみに緩和することを予定）、②小水力発電設備については、他の土地をもって代えることが困難であると認められるものであればその設置が認められることについて、農山漁村再生法の基本方針に明記されているところ。 また、同法を活用すれば、手続のワンストップ化により手続の迅速化を図ることが可能であるとともに、農用地区域からの除外が伴う場合には、関係機関の連携による複数手続（農用地区域からの除外及び農地転用許可手続）の同時並行処理の徹底等について周知徹底を図るべく通知を发出し、当該手続の迅速化に取り組んでいるところ。  ※ 農用地区域からの除外及び農地転用の可否については、具体的な事業計画等に即して判断することとなります。			
熊本県・人吉市共同	8	蓄電池を活用したエネマナ事業における規制緩和	蓄電池を活用し、需給調整市場への供給事業や卸市場への供給事業を行い、コスト回収を図る	再生可能エネルギーが大量導入されるにあたっての系統安定化、脱炭素	ミニ水力が必要となる、河川法に基づく水利権許可等の手続において、協議が長期化する可能性がある。（結果として許可が下りない可能性）	河川法 第23条（流水の占用） 第24条（土地の占用の許可） 第38条（水利使用の申請があった場合の通知） 第39条（関係河川使用者の意見の申出）	エネルギー・マネジメントシステム構築関連事業に伴う水利権許可手続等において、包括して協議を行うことで許可に係る期間の迅速化を図り、許可基準を緩和。	国土交通省	発電事業者の参入促進を図るため、平成25年に河川法を改正し、河川の流量等に新たな影響を与えない農業用水等を利用した「従来発電」について、水利権を許可制から登録制に変更し、手続きの簡素化を図ったところ。 （標準処理期間5ヶ月→1ヶ月） また、河川法施行令の改正により、小水力発電（最大出力が1,000kw未満のもの）のための水利使用を特定水利使用から除外するなどの水利使用区分の見直しを行っており、国直轄区間を除けば許可申請のあった区間について現に管理の多くの事務を行いその状況をよく知る都道府県知事等が審査を行うこととなること、また、許可の際の関係行政機関との協議が不要となるなど許可手続が簡素化されることにより、許可までの期間が従来よりも短縮され、申請する者の負担の軽減が図られております。 よって、本提案であります小水力発電にかかる水利権の規制緩和（許可基準の緩和）については、現制度下で対応済みと考えております。			
熊本県・人吉市共同	9	自家用バス（送迎用バス）と事業用バス（観光バスなど）の共同利用のための道路運送法等の特別措置	自家用バス（送迎用バス）と事業用バス（観光バスなど）の共同利用サービス	土日は非稼働の自治体送迎用E.V.バスを地域観光周遊バスとして活用することで、収入の補填が図られ、事業継続性が向上	送迎を主たる目的で導入したバスを一部観光用途で利用する場合、緑ナンバーの取得と旅客運送事業者への委託が必要となりコスト高となる可能性	道路運送法 第4条（一般旅客自動車運送事業の許可）	自治体が送迎を主たる目的で導入したE.V.バスを地域観光など用途・時間限定で活用する場合の特例措置。	国土交通省	市町村であっても観光バス事業を行うためには貸切バスの事業許可が必要である。道路運送法では、輸送の安全性確保等の観点から事業の事前許可制を設けており、同法の許可等を持たない者による有償での旅客運送は、これらの観点から重大な懸念がある。なお、事業許可を受けた上で、事業に使用しない土日などにおいて送迎用に使用するなど一時的な自家使用は認められる。	自治体にて観光バス事業を行うのではなく、行政が送迎目的で所有している電気バス（白ナンバー）を休日等の非稼働時に事業者に貸与し、地域観光シャトルバスなど運航エリアや時間帯などを限定する前提で、料金徴収を可能とする活用を想定している。	国土交通省	提案内容については明確化を要するが、現行制度においても、自治体が運営主体となって道路運送法78条2号、79条に基づく自家用有償旅客運送の登録を受けることにより、その保有する自家用車を活用した有償旅客運送を行うことは可能である。この際、その運行管理や車両整備管理について、一般旅客自動車運送事業者の協力を得る事業者協力型自家用有償旅客運送で実施することも可能である。 自治体が保有する自家用車を休日等の非稼働時に事業者に貸与することについては、特定の車両について、利用者から貸渡の対価を得て、多頻度で使用させる事業であると考えられるところ、不適切な車両管理等により、利用者の安全確保に支障をきたす可能性があるため、レンタカー事業の許可（道路運送法第80条第1項）を得て実施する必要がある。